２０２５年８月２５日

各位

京都信用金庫

京都信用金庫アプリ利用規約改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では京都信用金庫アプリ～てのひら京信～の機能追加に伴い、「京都信用金庫アプリ利用規約」を下記の通り改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、既にお取引をいただいているお客様にも適用いたします。

記

１．規定の改定日

２０２５年９月２４日（　水　）

２．改定する規定（規定名をクリックすると改定後の規定をご覧いただけます。）

・京都信用金庫アプリ利用規約

３．主な改定内容（改定部分を下線表示）

改定前	改定後
第１条　総則 （新設）	第１条　総則 ５．本サービスの取引における資金の引き落としは、各種預金規約等にかかわらず、預金通帳及び払戻請求書の提出は不要とし、本利用規約に従って取扱います。
第３条　適用範囲 ３．第７条に規定する各サービスの利用にあたっては関連する当金庫の規約又は規定等が適用され、利用者は、これらに同意のうえ、当該規約又は規定等に従って利用するものとし、当該規約又は規定等が本利用規約と抵触する場合には、当該規約又は規定が優先するものとします。 （新設）	第３条　適用範囲 ３．第７条に規定する各サービスの利用にあたっては関連する当金庫の規約又は規定等が適用され、利用者は、これらに同意のうえ、当該規約又は規定等に従って利用するものとし、当該規約又は規定等が本利用規約と抵触する場合には、本利用規約が優先するものとします。 ４．振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本利用規約に定めのない事項については、振込規定を準用します。
第７条　本サービスの内容 （新設）	第７条　本サービスの内容 ３．振込 （1）当金庫または他の金融機関の国内本支店にある口座を入金指定口座とし、その入金指定口座あてに行う資金移動取引を、当金庫は「振込」として取り扱います。なお、振込の実行にあたっては、当金庫所定の振込手数料をお支払いいただきます。

改定前	改定後
	(2) 利用者は、本アプリ上に登録したメイン口座の普通預金について、振込サービスを利用することができるものとします。なお、振込取引の実行にあたっては第 10 条に定めるスマホ認証機能の利用が必要となります。 (3) 当金庫は、本アプリ上で取引可能な条件及び振込サービスの種類等を任意に定めることができるものとし、利用者は、これに異議を述べることができないものとします。 (4) 本サービスで行うことのできる振込手続は、利用者が本サービスにおいて振込を申込み、当金庫が本アプリ上で当該振込を受け付け、所定の手続を行った場合に完了するものとします。なお、振込手続の完了前に生じた損害については、関連する当金庫の各種規約又は規定等に定める場合を除き、当金庫は一切の責任を負わないものとします。 (5) 振込予定日は自動的に表示され、任意の振込予定日を指定することはできません。また、振込取引依頼操作の完了時点において、入金指定口座への即時の入金処理を確約するものではありません。操作日以降の日付（休日含む）で入金される場合があります。 (6) 本アプリにおける振込の成否に関する結果は、本アプリ上で利用者自身が確認するものとします。 (7) 利用者の依頼した取引について取消はできませんので予めご了承ください。 (8) 振込資金が当金庫に返却された場合の取り扱い ①振込指定口座への入金ができず、振込資金が振込先金融機関から当金庫に返却された場合には、振込支払口座へ振込資金を返金します。この場合、振込手数料は返却しません。 ②振込支払口座への振込資金の返却は、振込先金融機関からの資金返却手続きによっては時間がかかることがあります。 ③振込資金の返却後、振込先の口座番号や受取人名等を再度ご確認のうえ、必要に応じて振込手続を行ってください。この場合、振込手数料は再度必要となります。 (9) 当金庫が利用者の依頼に基づき、発信した振込について、振込先金融機関から当金庫に対して振込内容の照会があった場合には、当金庫は依頼内容について利用者に照会することがありますので、速やかに回答してください。当金庫の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については当金庫は責任を負いません。 (10) 依頼内容の組戻し ①本項第 3 号により振込依頼が完了した後は、

改定前	改定後
3．～7．（略）	依頼内容を変更すること（以下「訂正」といいます）、または振込依頼を取りやめること（以下「組戻し」といいます）は原則できません。 ②利用者の依頼した振込取引について、当金庫がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを承諾する場合には、利用者は当金庫本支店あてに当金庫制定の書面を提出するものとし、当金庫は書面の提出を受けたうえで訂正・組戻し手続を行うものとします。この場合、本項第１号の振込手数料はお返しいたしません。また、訂正・組戻しについては、当金庫所定の振込訂正組戻手数料をいただきます。 ③組戻しにより、入金指定口座のある金融機関（以下「振込先金融機関」といいます）から振込資金が返却された場合には、振込依頼時に利用者が指定した振込支払口座へ振込資金を返金します。 ④振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。 4．～8．（略）
第８条　取引限度額 （新設） 2．～3．（略）	第８条　取引限度額 2．振込取引における１日の限度額は当金庫所定の限度額の範囲内で、かつ利用者により設定された限度額の範囲内とします。利用者が振込限度額を0円と登録した場合は、振込取引は行えません。 3．～4．（略）
（新設）	第１０条　スマホ認証機能 1．スマホ認証機能とは当金庫が定める本サービスによる特定の取引を行う際に、利用者の生体情報を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。 2．スマホ認証機能は利用者のアプリ利用端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。 3．スマホ認証機能のご利用にあたっては、あらかじめ利用者の生体情報をアプリ利用端末または本アプリ内に登録する必要があります。スマホ認証機能のご利用にあたっては、その登録情報を当金庫所定の手続きにしたがって、本アプリ自体に本人確認情報（以下、「認証データ」といいます。）として登録することでご利用いただけます。ただし、当金庫のサーバー等に生体情報が保管されることはありません。 4．当金庫は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報及び認証データが保存されたアプリ利用端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

改定前	改定後
	５.本アプリは、登録済の生体情報とスマホ認証時に都度入力された生体情報との照合の確実性等を保証するものではありません。 ６.利用者本人以外の生体情報を、アプリ利用端末または本アプリ内に登録をしないでください。また、利用者本人以外の第三者の生体情報がアプリ利用端末、あるいは本アプリ内に認証データとして登録されることのないよう、利用者の責任において厳重に管理するものとします。 ７.登録された生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正利用、またはアプリ利用端末の盗用、使用上の過誤、第三者の使用もしくは不正アクセス等により利用者に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、責任を負いません。 ８.アプリ利用端末へのスマホ認証機能の登録後、端末の設定その他のご利用環境の変更（利用者の生体情報の変化等を含む）や本アプリのアップデート等によりスマホ認証機能がご利用いただけなくなる場合があります。この場合、登録済の生体情報を削除のうえ、再度、利用者がご利用されるアプリ利用端末に利用者の生体情報を認証データとして登録（以下、「再登録」といいます。）する必要があります。 ９.アプリ利用端末を変更された場合、またはアプリ利用端末から本アプリを削除した場合で引続きスマホ認証機能を利用するときは、アプリ利用端末において再登録が必要となります。 １０.当金庫は利用者がアプリ利用端末にインストールした本アプリのプログラム、及び本アプリに付帯する情報の転載、複製、転送、改変及びリバースエンジニアリング等を禁止します。 １１.当金庫はスマホ認証機能に関する技術上の理由、もしくは当金庫の業務上の理由に基づき、利用者に事前通知し、または緊急でやむを得ない場合は事前に通知せずに本機能の全部または一部を制限、停止もしくは廃止することができるものとします。 １２.当金庫は利用者の承諾及び利用者への通知なしに、いつでもスマホ認証機能利用の一時停止、中止、廃止、内容変更またはバージョンアップ等を行うことがあります。
第１０～１４条	第１１～１５条
第１５条　サービス利用停止又は利用者登録の削除等 １．（略） (1)（略） （新設） (2)～(8)	第１６条　サービス利用停止又は利用者登録の削除等 １．（略） (1)（略） (2)利用者が住所変更等の届出を怠る等の利用者の責めに帰すべき事由により、当金庫において利用者の所在が不明になった場合 (3)～(9)

改定前	改定後
２．～４．（略） （新設）	２．～４．（略） ５．本サービスの利用停止または利用解約した場合、すでに依頼済みで当金庫が処理をしていない振込等の依頼は有効に存続するものとします。
第１６～２２条	第１７～２３条
（新設）	第２４条　不正利用等による振込等 １．端末やパスワード等の盗難・盗用（以下「盗難等」といいます）により行われた不正な振込等については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当金庫に対して第２項に定める補てん対象額の請求をすることができます。 (1)盗難等による不正な振込等に気づいてから速やかに当金庫への通知が行われていること。 (2)当金庫の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。 (3)当金庫に対し、警察署へ被害事実の事情説明が行われていることが確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力していること。 ２.前項の請求がなされた場合、不正な振込等が利用者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等の額に相当する金額（手数料や利息を含みます。）を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことによって当金庫が善意・無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当金庫が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんすることがあります。 ３.第１項及び第２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗難等が行われた日（盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者登録情報等を用いて不正な取引が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。 ４.第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。 (1)不正な振込等が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。 ①利用者の重大な過失に起因する場合 ②利用者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合 ③利用者が被害状況についての当金庫に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合 (2)盗難等が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われた場合。

改定前	改定後
	５．当金庫が不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、利用者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、利用者が不正利用による振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。 ６．当金庫が第２項に基づき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金にかかる払戻請求権は消滅します。 ７．当金庫が第２項に基づき補てんを行った場合には、当金庫は当該補てんを行った金額の限度において、不正利用による振込等を行った者、その他の第三者に対して利用者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
第２３～２８条	第２５～３０条

※上記の他、号・項を含む構成に関する表現を一部見直しています。

以　上